

用語の解説

各頁に共通する項目

母集団企業数

母集団企業数は、個々の有効回答調査票(個票)を拡大推計して得られた拡大推計値を基に集計した企業数。

従業者数

平成16年3月31日現在での従業者数。

なお、統計表の従業者数は、個々の有効回答調査票(個票)の従業者数を拡大推計して得られた拡大推計値を基に集計したものである。

法人企業

法律の規定によって法人格を認められているものが、事業を営んでいる場合をいう。

個人企業

個人が事業を営んでいる場合をいう。
法人組織になっていなければ、共同経営である場合も、個人企業に含めている。

1. 売上高及び営業費用

売上高・営業収益

実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。

営業費用

売上原価、販売費及び一般管理費の計。

売上原価

商品仕入原価、材料費、労務費、外注費、減価償却費及びその他の経費の計。

商品仕入原価

売上高に対応する商品の仕入原価。

材料費

売上高に対応する材料費。

労務費

売上高に対応する労務費。

外注費

売上高に対応する外注費。

減価償却費(売上原価に含まれるもの)

売上高に対応する減価償却費。

その他の経費(売上原価に含まれるもの)

売上原価のうち、商品仕入れ原価、材料費、労務費、外注費及び減価償却費(売上原価に含まれるもの)以外のその他の経費の総額。

販売費及び一般管理費

人件費、地代家賃、水道光熱費、運賃荷造費、販売手数料、広告宣伝費、交際費、減価償却費、租税公課及びその他の経費の計。

人件費

常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき、給料、手当、賃金、賞与等。ただし、利益処分による役員賞与は含まれない。

地代家賃

土地、建物などの不動産の賃貸料の総額。

水道光熱費

ガス代、電気代、水道料等の総額。

運賃荷造費

製造品、商品等の輸送、梱包等に支払った運賃、荷造費の総額。

販売手数料

売上に対し一定の率で支払う手数料、売上げに対する協力度、回収、成長度などに応じて支払う売上げ奨励金等の総額。

広告宣伝費

不特定多数の者に対する宣伝的效果を意図してなされるもので、商品・製品の広告、求人広告、会社広告などの総額。

交際費

得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費用。

減価償却費(販売費及び一般管理費に含まれるもの)

販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。

租税公課

印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税、事業所税など。

その他の経費(販売費及び一般管理費に含まれるもの)

販売費及び一般管理費のうち、人件費、地代家賃、水道光熱費、運賃荷造費、販売手数料、広告宣伝費、交際費、減価償却費(販売費及び一般管理費に含まれるもの)及び租税公課以外のその他の経費の総額。

営業外損益

営業外収益及び営業外費用の計。

営業外収益

受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。

営業外費用

支払利息・割引料及びその他の費用の計。

支払利息・割引料

銀行その他の金融機関や他の会社からの借入金に対する利息、受取手形を割り引いた場合に支払われる費用で、割引日から手形期日までの期間の利子相当分。

その他の費用

支払利息・割引料以外の営業外費用に計上される雑損失など。

経常利益(経常損失)

売上高・営業収益から、売上原価、販売費及び一般管理費を差し引いたものに営業外損益を加えたもの。

税引前利益

経常利益に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。

税引後利益

税引前当期利益から法人税及び住民税等を控除したもの。

少額減価償却資産取得額の損金算入額

租税特別措置法上の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得金額の損金算入特例」を適用し、損金経理した金額。

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得金額の損金算入特例」とは、青色申告書を提出する常時使用する従業者の数が1000人以下の個人事業者または資本金1億円以下の中小企業者(大規模法人の子会社などは除く)等を対

象に、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の全額を損金算入出来る制度。

2. 売上高・営業収益の内訳

建設事業の収入

建築工事、土木工事の完成工事高。

製造品売上高

自己の製造した製品を販売した場合の販売高。他から製造委託を受けたものを含む。

加工賃収入

発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。

情報通信事業の収入

通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業を営んで得た売上高。

運輸事業の収入

運輸業を営んで得た売上高。

不動産事業の収入

不動産賃貸収入等の営業収益。

卸売の商品売上高

仕入商品を他の事業者へ販売した場合の販売高。営業活動に伴う販売手数料等を含む。

小売の商品売上高

仕入商品を消費者へ販売した場合の販売高。営業活動に伴う販売手数料等を含む。

飲食事業の収入

一般飲食店、遊興飲食店を営んで得た営業収益。

宿泊事業の収入

宿泊業を営んで得た営業収益。

サービス事業の収入

サービス業を営んで得た営業収益。

その他の事業の収入

上記以外の事業を営んで得た売上高(営業収益)。

4. リースの利用(法人企業)

製造機械・装置

自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、繊維機械などの産業用機械、旋盤、フライス盤

などの加工機械など。

建設機械

掘削機械、基礎工事機械、整地機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン、仮設用機材など。

コンピュータ及び関連機器

パソコン、周辺機器等。

事務機器又は通信機器

複写機、タイプライター、マイクロフィルムシステム、シュレッダー、事務用印刷機器、ファクシミリ、無線通信機器、有線通信機器など。

店舗・商業用設備

POSシステム、ショーケースなど。

調理用設備

厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他什器備品など。

輸送機械

乗用車、トラック、荷役運搬機器車輛(コンテナなど)、産業用車輛(フォークリフトなど)、船舶、鉄道車輛など。

その他

上記以外のもの。

5. 会社全体の従業者数

個人事業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人。

無給家族従業員

個人事業主の家族で、賃金・給与を受けずに、企業(事業所)の仕事を手伝っている人。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

有給役員

法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人(無給の役員を除く)。

常用雇用者

正社員・正職員及びパート・アルバイトの計。

正社員・正職員

一般に正社員・正職員などと呼ばれている人。

パート・アルバイト

常用雇用者のうち、一般に「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人。

臨時雇用者

1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人。

他の会社から派遣されてきている人

労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら派遣されて働いている人。